

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して(私見Ⅱ)

「遊育」代表取締役 吉田正幸

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して、5月9日の会議で示された「基本的考え方」を踏まえつつ、以下のとおり意見を申し述べます。

〔総論〕

少子化対策特別部会の議論の一つの前提である「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイントは、「仕事と生活の調和の推進」及び「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」にある。この2つは、ニワトリとタマゴの関係ではないが、両者が相まって初めて有効な政策となる。

例えば、サービスの量的拡大を目指す場合、保育サービス一つをとってみても、相当数の保育従事者が必要になると予測されるが、ワークライフバランスの実現によって育児休業取得者が増えれば、①ゼロ歳児保育のニーズが減少し、②それに携わる保育従事者が1歳児以上の保育を担当することができ、③新たな人材確保の必要性を低減できる——といったことが想定される。極論すれば、基準上は3万人の乳児に1万人の保育者が必要とされるが、これがゼロになれば、1万人の保育者が30万人の5歳児の保育に携わることができる。あるいは、子どもの看護休暇が保障されれば、病児・病後児保育のニーズを減少させることができる。(もちろん、その場合であっても、必要な人に対してゼロ歳児保育や病児・病後児保育を保障することを担保するという前提は崩さない)

従って、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」に当たっては、常にワークライフバランスとの相関関係を念頭に置きながら、両者の相互補完的な役割を十分に踏まえた上で、制度設計を行う必要がある(部分最適に陥らず全体最適を目指す)。

なお、企業等の事業主負担の在り方も課題になっているが、育児休業や子どもの看護休暇などワークライフバランスを実現できる企業は、目に見えない事業主負担に貢献していると捉えることもできる。そうした企業等に対して税制その他の面で一定の優遇措置を講じることも、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計の中で考慮することがあってもいいのではないかと。

〔基本的認識について〕

「未来への投資」に関して、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面だけでなく、「将来の我が国の担い手の基礎となる」側面も指摘しているが、これに加えて、健やかな子どもの育ちを支援することが、健康の増進や問題行動の減少、教育効果、就労意欲の増加などに寄与し、その後の社会的コストを引き下げる効果があるということも強調すべきである。即ち、十分な初期投資をすることで結局はトータルコストの減少につながるという国民的なコンセンサスを得ながら、社会全体による費用負担を求める必要がある。

また、新制度体系に求められる要素として、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を挙げているが、これに加えて、「総合性」(様々なサービスを効果的・効率的に組み合わせ、企業やNPO等も含めた総合的なシステムを構築すること)という要素も挙げていただきたい。その視点から、現金給付と現物給付のバランス・プライオリティの在り方や、保育サービスと子育て支援サービス、男性の育児参加(働き方の見直し)、さらには幼稚園等の教育サービスとの総合的なバランスを考える必要がある。

さらに、「専門性」や「安定性」という要素も考慮していただきたい。「専門性」によってサービスの

質の維持・向上という視点を強調し、「安定性」によって持続可能なシステムやセーフティネットの構築という視点が明確になるのではないかと考える。

〔サービスの量的拡大及び質の維持・向上について〕

都市と地方の問題については、ある程度触れられているが、量的拡大は主として都市部の課題であり、過疎化と財政難に苦しむ地方にとってはサービスの持続可能性（その意味での質の維持・向上）のほうに課題となる。従って、新たな制度体系の設計に際しては、地方の様々な事情にも配慮し、地域活性化という観点からも次世代育成支援を有効に機能させる方策の検討を盛り込むべきだと考える。

このほか、少子化の進行に伴い、若年労働人口の不足が予想されるが、質と量の両面において保育者の人材確保が極めて重要な課題になると考えられる。これに関して、保育者の需給見通しをシミュレーションしながら、処遇や職員配置の改善、養成・研修の在り方の見直しなど、保育人材の確保・質の向上について総合的な対策を講じる必要がある。

〔保育のサービス提供の仕組みの検討について〕

保育サービスにおける「保育に欠ける」要件の見直しや契約制の導入に関しては、規制改革などが求める市場原理とは異なる考えに基づいていることを明示した上で、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」や「普遍性」といった視点から、サービス提供者と利用者（子ども・保護者）の双方にとって検討に値するという方向を示したほうがいいのではないかと考える。その際、双方にとって（特に子どもにとって）懸念されるリスクを想定し、そのリスクを回避するセーフティネットの構築の必要性を強調すべきである。

また、基本的に「準市場メカニズム」という考え方は妥当だと考えるが、保育所関係者の中には規制改革等が唱える市場原理に「準ずる」という誤解を招く恐れも多分にあるので、そうした誤解を与えないような表現に改めたほうがいいのではないかと考える。例えば、「新しいメカニズム（完全な市場メカニズムとは別個の考え方として、ここでは「準市場メカニズム」と呼ぶ。）」という表現を、「新しいシステム（完全な市場メカニズムとは別個の考え方として捉える。）」や、「新保育システム」、「新しい公的保育システム」と言い換えるなど。

このほか、「包括性・体系性」「連続性」（さらには「総合性」といった観点から、保育サービス提供の仕組みの検討に関しては、保育サービスだけでは完結せず、他の子育て支援サービスやワークライフバランスとの関係を考慮することも大切である旨の記述があったほうが望ましいと考える。

〔その他〕

「すべての子育て家庭に対する支援等」において、「コーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである」との記述があるが、これに関しては保育サービスを利用する場合も含めて（特に契約制を検討する場合）、ソーシャルワーカー的な役割やコーディネーター的な役割（必要に応じて主任児童委員やカウンセラーの役割も含めて）を果たせるような「ファミリーワーカー」（仮称）を創設し、市町村単位に配置することも検討するべきだと考える。

このほか、親の就労によって「保育に欠ける」場合だけでなく、家族構成（ひとり親など）や親の養育力（育児放棄、虐待など）、地域における人間関係（孤立化など）といった家庭・地域の状況も、子どもの健やかな育ちにとってはマイナス要因となっていることを踏まえて、「保育に欠ける」要件を子どもの視点から見直す必要がある。